

和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱施行細目

(目的)

第1条 この細目は、和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 奨励金の交付対象者となる団体（以下「奨励金交付団体」という。）は、おおむね20世帯以上の営利を目的としない地域活動を行う市民を構成員とする団体とし、政治活動・宗教活動等の団体及び事業所・商店については適用しないものとする。

2 障がい者の公共の福祉の観点から市内の障がい者施設並びに障がい者作業所は対象とする。

(交付の申請)

第3条 奨励金の交付申請は、要綱第4条第4項の規定により有価物回収業者から受取った計量伝票並びに資源物回収伝票（様式第3号 和泉市提出用）及び奨励金登録団体の和泉市再資源化事業推進奨励金交付申請（請求）書（様式第4号）を別表に定めるとおり、上半期と下半期にそれぞれ提出するものとする。ただし、年度途中で奨励金登録団体の登録を受けたときは、登録日以降の実施分を申請するものとする。

2 交付の申請期日は、市が指定する日までとする。

(交付)

第4条 奨励金の交付は、原則として市が指定した期日の属する月の翌々月末までに交付するものとする。ただし、やむを得ない事情により期日以降に申請があった場合は、当該会計年度内の申請に限り、速やかに交付するものとする。

(有価物回収業者の登録)

第5条 要綱第4条第1項における有価物回収業者の登録の際に提出しなければならない関係書類とは次にあげるものとする。

(1) 個人の場合 住民票抄本（発行後3ヶ月以内のもの）

法人の場合 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

（発行後3ヶ月以内のもの）

(2) 事業所の所在地が記載された地図

(3) 事業で使用する車両の自動車検査証の写し

(4) 有価物再生フロー図（別紙1）及び再生工場等の持ち込み先が確認できるもの

（その他紙類の基準）

第6条 要綱第5条第5号に掲げる対象品目の取り扱い基準は次のとおりとする。

(1) 「その他紙類」とは、新聞、雑誌・書籍類、ダンボール、飲料用紙パック及び次号の禁忌品を除く再生できる紙類をいう。ただし、食品や洗剤等が付着している紙類、使用済のティッシュペーパーや紙おむつ等汚れた紙類は対象外です。

(2) 「禁忌品」とは、粘着物の付いた封筒や圧着はがき、防水加工紙、油紙、金銀などの金属が箔押しされた紙、合成紙、感熱性発泡紙、感熱紙、印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙、

複合素材の紙又は匂いのついた食品や洗剤が付着した紙等再生に適さない紙類をいう。

附 則

この細目は、平成4年 6月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年 2月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年 6月 16日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年 8月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。ただし、同年8月31日までに集団回収活動を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

別 表

期間区分	申請対象となる集団回収の実施期間	申請時期
上半期	1月から6月まで	8月
下半期	7月から12月まで	翌年2月